

鹿児島県医師会地域医療再生基金 「はやぶさプラン」の創設

会長 池田 琢哉

鹿児島県医師会は平成26年度の事業計画において「医師・看護師(助産師を含む)不足対策事業」を重点事項に掲げ、12月1日、鹿児島県医師会地域医療再生基金「はやぶさプラン」を創設致しました。会員を中心として浄財を募り、県内の地域医療を担う医師及び看護師(助産師を含む)の確保、定着、偏在解消をはかるとともに、大学、行政、看護協会などと連携して、県民が安心して暮らせる地域医療システムの構築を目指し、対象の医師・看護師・助産師らに生活資金を助成します。

これまで、「現地懇談会」を県内18か所で実施致しましたところ、地域住民から医師に加え、看護師・助産師が不足していることへの不安が数多く出されました。

助産師不足により、お産が厳しい地域においては、人口減に拍車がかかり、また、必要不可欠な看護師を確保できない地域もあって、地域医療提供体制は深刻な状況に置かれています。

地域医療に目覚め、使命感を持った医師・看護学生・助産師学生に対して、環境の整備や生活支援など積極的で思い切った対策が今こそ必要です。地域医療が崩壊すれば住民の「命と健康」は守れませ

ん。地域医療の従事者を育てるため、会員の方々には基金創設の趣旨にご理解とご賛同を賜り、浄財のご寄付をお願い申し上げます。

〈創設までの経緯〉

県医はこれまで、医師不足対策事業として、平成21年度に医師不足対策基金を創設し、会員をはじめ関係各位から7,935万8千円の浄財をいただき、県内の研修病院で研修を行う臨床研修医への生活支援や、県内で勤務する医師の定着を図るための諸活動への助成を行ってまいりました。

今年度からこれまでの医師不足対策に加えて、看護師・助産師不足対策にも取り組んでいくため、医師不足対策基金を発展的に解消して、新たに鹿児島県医師会地域医療再生基金「はやぶさプラン」を創設致しました。

創設に至るまでには、まず、「はやぶさプラン対策委員会」を立ち上げ、医師会だけではなく看護師・助産師の関係者、さらには県行政、弁護士、公認会計士にも参加いただきました。10月9日(木)に1回目、11月4日(火)に2回目の委員会を開催。委員会で出された意見を集約し

て、10月9日、11月6日の常任理事会、11月20日の定例理事会で承認していただき、11月27日の郡市医師会長連絡協議会、12月5日の代議員懇談会で報告いたしました。

〈助成内容について〉

「現地懇談会」では、地域住民から医師に加え、看護師・助産師が不足していることへの不安が数多く出されました。県内で毎年1,300名程度の看護師と30名程度の助産師が誕生しますが、その多くは県外に出てしまい、県内では鹿児島市に集中するために、地方の看護師・助産師が慢性的に不足する「地域偏在」が顕著であります。

このことから、地域医療に従事する助産師・看護師・医師への助成を行うこととし、助産師については、鹿児島県内(鹿児島市以外)に勤務する助産師学生に対する助成、看護師については医師会病院(鹿児島市以外)に勤務する看護養成校3年課程・2年課程の学生に対する助成、医師については初期臨床研修医歓迎レセプションの開催、初期臨床研修医2年目の医師会病院地域研修医に対する助成、産科後期研修医に対する助成を行ってまいりたいと思います。

また、助成の規模については、募金額に応じて考慮したいと思います。今後この基金で全ての助成活動を行っていくためには、多くの会員の先生方からのご協力が必要となります。「医療過疎地」といわれる郷土鹿児島の将来を担う人材

育成には、私ども一人ひとりの心意気で照らす一灯が是非とも必要であります。そしてこの一灯が大きく輝く万灯となるよう、地域医療を受け継ぐ若い世代に立志の礎を築いて欲しいと願っております。

〈寄付金に対する税金控除について〉

この基金への寄附については、税務上の寄附金控除が受けられます。

前回の医師不足対策基金では、個人からの寄附の場合、税務上の控除は無く、また、法人からの寄附の場合は、一般寄附控除のみでありました。

今回の鹿児島県医師会地域医療再生基金「はやぶさプラン」においては、本会が公益社団法人へ移行いたしましたので、個人からの寄附の場合、「所得控除」の対象となり、総所得金額の40%まで控除出来ます。

また、法人からの寄附の場合は、従来の「一般寄附控除」に、「特定寄附控除」が加わり、2段階の控除が受けられるようになりました。

前回の医師不足基金に比べ、個人・法人ともに、税務上の優遇措置が受けられる事になります。

詳細につきましては、それぞれの担当税理士にご相談ください。

以上が「はやぶさプラン」創立の趣旨と背景等の報告であります。

本基金が有効的に機能するよう是非ともご協力をお願い申し上げます。

鹿児島県医師会地域医療再生基金はやぶさプラン設置要綱

〔募金の名称〕

鹿児島県医師会地域医療再生基金
はやぶさプラン

〔基金の目的〕

県内の地域医療を担う医師及び看護師(助産師を含む)の確保、定着、偏在解消を目的とする基金

〔募金〕

1口 5,000円以上
(個人・法人何口でも可)

〔基金の支出〕

基金は次の場合に支出する。

(1)県内の地域医療を担う医師及び看護師(助産師を含む)の確保、定着、偏在解消を促進するために必要と認められる活動・事業に要する費用

〔助成対象者〕

事業の助成の対象となる者は、下記いずれかの場合において次の要件をいずれも満たす者とする。

①助産師の場合

- ・鹿児島県内(鹿児島市以外)に勤務する助産師学生であること
- ・はやぶさプラン対策委員会が助成の必要を認めた者

②看護師の場合

- ・医師会病院(鹿児島市以外)に勤務する看護師養成校3年課程・2年課程の学生であること
- ・はやぶさプラン対策委員会が助成の必要を認めた者

③医師の場合

- ・鹿児島県医師会員であること
- ・初期臨床研修医2年目の医師会病院地域研修医又は産科後期研修医であること
- ・はやぶさプラン対策委員会が助成の必要を認めた者

〔募金振込方法〕

下記口座へお振込み下さい。

【振込口座】

- ・鹿児島銀行 中央支店 普通預金
No. 3036485
- ・鹿児島県医師信用組合 本店 普通預金
No. 1004030

【口座名義】

公益社団法人鹿児島県医師会

〔基金に関するお問い合わせ先〕

〒890-0053

鹿児島市中央町8-1 鹿児島県医師会庶務課

TEL：099-254-8121

FAX：099-254-8129

E-mail：info@kagoshima.med.or.jp